

別表 1

費用の 区分	補助対象費用の限度額	補助額
耐震アドバイザー 派遣に要する費用	1回につき 50,000 円以内の額（ただし、10 回を限度とする。）	イ 建物所有者が直接耐震アドバイザーを利用する場合 補助対象費用の 1 / 6 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額 ロ 区市町村が耐震アドバイザー派遣事業を行う場合 補助対象費用の 1 / 4 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額
耐震診断に要する費用	イ 床面積 1,000 m ² 以内の部分の場合 3,600 円 / m ² 以内の額 ロ 床面積 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の部分の場合 1,540 円 / m ² 以内の額 ハ 床面積 2,000 m ² を超える部分の場合 1,030 円 / m ² 以内の額 ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、当該額に 1,540,000 円を加算した額を限度とする。	イ 建物所有者が耐震診断を行う場合 補助対象費用の 7 / 30 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額 ロ 区市町村が耐震診断を行う場合 補助対象費用の 1 / 4 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額
補強設計に要する費用	イ 床面積 1,000 m ² 以内の部分の場合 5,000 円 / m ² 以内の額 ロ 床面積 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の部分の場合 3,500 円 / m ² 以内の額 ハ 床面積 2,000 m ² を超える部分の場合 2,000 円 / m ² 以内の額	補助対象費用の 1 / 6 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額

<p>耐震改修、建替え又は除却に要する費用</p>	<p>イ 耐震改修の場合</p> <p>(イ) 建築物 50,300 円 / m² かつ 1 棟 当たり 503,000,000 円以内の額とする。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、82,300 円/m²以内かつ 1 棟 当たり 823,000,000 円を限度とする。</p> <p>(ロ) マンション 49,300 円 / m² 以内かつ 1 棟 当たり 493,000,000 円以内の額とする。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、82,300 円/m²以内かつ 1 棟 当たり 823,000,000 円を限度とする。</p> <p>(ハ) 住宅 (マンションを除く。) の場合 33,500 円 / m² 以内かつ 1 棟 当たり 335,000,000 円以内の額とする。</p> <p>ロ 建替えの場合 イに定める額又は耐震改修に要する費用相当額のいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>ハ 除却の場合 イに定める額又は耐震改修に要する費用相当額のいずれか少ない額かつ除却に要する費用を限度とする。</p>	<p>補助対象費用の 1 / 6 以内かつ区市町村の補助額 (緊急耐震重点区域において平成 30 年 3 月 31 日までに耐震改修等に着手したもので 300,000 円に戸数を乗じた額以内の額を加算した場合は、当該額を除く。以下この項及び別表 2 の耐震改修、建替え及び除却に要する費用の項において同じ。) から国の補助額 (緊急耐震重点区域において平成 30 年 3 月 31 日までに耐震改修等に着手したもので 300,000 円に戸数を乗じた額以内の額を加算した場合は当該額を除く。以下この項及び別表 2 の耐震改修、建替え及び除却に要する費用の項において同じ。) を控除した額の 1 / 2 以内 (ただし、5,000 m² を超える部分については、補助対象費用の 1 / 12 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額)</p>
---------------------------	---	--

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

別表 2

費用の 区分	補助対象費用の限度額	補助額
用 耐震アドバイザー派遣に要する費	1回につき 50,000 円以内の額（ただし、10 回を限度とする。）	イ 建物所有者が直接耐震アドバイザー派遣を利用する場合 補助対象費用の $1/6$ 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の $1/2$ 以内の額 ロ 区市町村が耐震アドバイザー派遣事業を行う場合 補助対象費用の $1/4$ 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の $1/2$ 以内の額
補強設計又は建替設計に要する費用	イ 床面積 1,000 m ² 以内の部分の場合 5,000 円/m ² 以内の額 ロ 床面積 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の部分の場合 3,500 円/m ² 以内の額 ハ 床面積 2,000 m ² を超える部分の場合 2,000 円/m ² 以内の額	補助対象費用の $1/6$ に、補助対象費用の $1/6$ 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額及び補助対象費用の $1/6$ を控除した額の $1/2$ 以内を加えた額とする。

<p>耐震改修、建替え又は除却に要する費用</p>	<p>イ 耐震改修の場合</p> <p>(イ) 建築物 50,300 円/㎡以内かつ1棟当たり503,000,000 円以内の額とする。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300 円/㎡以内かつ1棟当たり、823,000,000 円を限度とする。</p> <p>(ロ) マンション 49,300 円/㎡以内かつ1棟当たり493,000,000 円以内の額とする。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300 円/㎡以内かつ1棟当たり、823,000,000 円を限度とする。</p> <p>(ハ) 住宅（マンションを除く。）のうち、社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号ロの効果促進事業による補助を受けるもの（以下「住宅（マンションを除く。）（効果促進事業）」という。） 49,300 円/㎡以内かつ1棟当たり493,000,000 円以内の額とする。</p> <p>(ニ) (ハ) 以外の住宅（マンションを除く。）の場合 33,500 円/㎡以内かつ1棟当たり335,000,000 円以内の額とする。</p> <p>ロ 建替えの場合 イに定める額又は耐震改修に要する費用相当額のいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>ハ 除却の場合 イに定める額又は耐震改修に要する費用相当額のいずれか小さい額かつ除却に要する費用を限度とする。</p>	<p>補助対象費用の1/6に、補助対象費用の1/6以内かつ区市町村の補助額から国の補助額及び補助対象費用の1/6を控除した額の1/2以内を加えた額（ただし、区市町村が補助対象費用の5/6を補助する分譲マンション以外の建築物の5,000㎡を超える部分については、補助対象費用の1/12に、補助対象費用の1/12以内、かつ、区市町村の補助額から国の補助額及び補助対象費用の1/12を控除した額の1/2以内を加えた額）とする。</p>
---------------------------	---	--

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

別表 3

費用の 区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修、 建替え又は 除却に要する 費用	住宅及び建築物の耐震改修、建替え又は除却に要する費用(実際の工事費をいう。)の面積当たりの単価と 75,450 円(マンション及び住宅(マンションを除く。)(効果促進事業)の場合は 73,950 円を、住宅(マンションを除く。)の場合は 50,250 円)とを比較していずれか低い額から 50,300 円(マンション及び住宅(マンションを除く。)(効果促進事業)の場合は 49,300 円、住宅(マンションを除く。)の場合は 33,500 円)を引いた額を面積当たりの単価とし、当該単価に建物の床面積の合計を乗じた額。ただし、1 棟当たり別表 2 の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて 754,500,000 円(マンション及び住宅(マンションを除く。)(効果促進事業)の場合は 739,500,000 円、住宅(マンションを除く。)の場合は 502,500,000 円)以内とする。	加算の基礎となる額の 17/30 に、加算の基礎となる額の 1/6 以内かつ区市町村が加算の基礎となる額に対して補助する額から加算の基礎となる額の 17/30 を控除した額の 1/2 以内を加えた額とする(区市町村が補助対象費用の 5/6 を補助する分譲マンション以外の建築物の 5,000 m ² を超える部分については、加算の基礎となる額の 23/60 に、加算の基礎となる額の 1/12 以内かつ区市町村が加算の基礎となる額に対して補助する額から加算の基礎となる額の 23/60 を控除した額の 1/2 以内を加えた額とする。)

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

※ 区市町村が加算部分の補助を行わない場合は、この表による加算をすることができない。

※ 免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に 82,300 円/m²を採用した場合又は耐震改修、建替え又は除却に要する費用(実際の工事費をいう。)の面積当たりの単価が 50,300 円/m²(マンションの場合は 49,300 円/m²、住宅(マンションを除く。)の場合は 33,500 円/m²)に満たない場合は、この表による加算をすることができない。